２０２１（R３）年３月２６日

環境大臣　小泉進次郎　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　３０年中間貯蔵施設地権者会　会長　門馬好春

中間貯蔵施設事業における当会との団体交渉に関するお願いについて

平成２６年１２月当地権者会設立時から現在まで、４６回の団体交渉及び８回の環境省主催説明会において、当地権者会側から福島県外最終処分場選定への早期取り組みをはじめ、安心できる安全への取り組み、地権者への親切・丁寧な用地交渉の改善、多くの専門家が疑問を呈した地上権契約書の見直しや環境省が権利の侵害と認め且つ損失補償基準に書いていない、仮置き場と著しく不均衡な地上権価格の改善見直しに取り組んでまいりました。

また歴代環境大臣並びに小泉環境大臣宛てに対しましてはこれらに関する改善見直しの要望文書を提出させていただき、そのご回答は、団体交渉時に交渉責任者から口頭で「地権者に対して、引き続き親切丁寧な対応をしていく旨」の内容でした。

しかしながら、今回、環境省方針として当会に提示されました内容は地権者との個人交渉では、弁護士同席も、代理人（委任状持参者含む）同席も今までと同様に認める。

しかし、当地権者会に対しては弁護士同席も、代理人（委任状受領者）は拒否する。

理由は「行政手続きでないので法令違反でなく、公共事業者の姿勢としても問題はない」でした。

そしてこれに反する場合は団体交渉を行わないとの回答が別添末の回答メールの通りの連絡が入り、撤回を求めましたが、拒否されている現状あります。

当地権者会は地権者から任されて団体交渉を行っております。

それは今迄の経緯から個人交渉では環境省の言いなりにされてしまうと考えているからです。

弁護士同席などを拒否する社会通念から反した、前代未聞のこの環境省の方針は被災者でもある「地権者への親切丁寧」からは程遠くかけ離れたものと言わざると得ません。

従いまして、小泉環境大臣におかれましては、社会通念に沿ったご判断の上のご回答をよろしくお願い申し上げます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

【要求事項】

当地権者会との団体交渉での弁護士同席並びに代理人（委任状受領者）の出席拒否の撤回

「理　　　由」

個人団体を問わず弁護士同席や代理人（委任状受領者）の出席は社会通念に合致したこと

個人との交渉では認めるが当地権者会は認めないが環境省の方針だからは命令と同じこと、

また、親が地権者であるや元地権者、元地権者の親が地権者は個人交渉と同じ扱いも含めて、当地権者会だけを認めないとする当該環境省方針の合理的な理由がまったくないこと

以　上

【２月１０日から３月１０日迄5回メール受信うち2回分が以下の通り】

「2021年２月２５日環境省からの回答メール」（送信者受信者挨拶等省略）

中間貯蔵施設事業の用地取得に係る貴会との協議につきましては、地権者の方を対象に行わせていただく旨、環境省としての方針をお示ししているものであり、何ら法令に違反するものではないないと考えます。

よって、地権者以外の方が出席されないことを確認できない限り、本協議は開催いたしません。

「2021年３月３日環境省回答メール」（送信者受信者挨拶等省略）

中間貯蔵施設事業の用地取得に係る貴会との協議につきましては、地権者の方を対象に行わせていただく旨、環境省としての方針をお示ししているものであり、何ら法令に違反するものではないと考えます。

また、地権者個人との協議において、委任状等「口頭」を確認の上、弁護士が同席することはあり得ますが、貴会との協議につきましては、個人の協議とは異なるため、前述のとおり、地権者の方を対象に行わせていただく方針としております。

なお、地上権設定契約に基づく原状回復に関する委任の件につきましては、令和２年１２月１８日付け回答のとおり、御契約いただいた地上権設定契約に基づき、個々の地権者の方との協議において、個別に対応させていただきます。

「2021年３月１０日環境省回答メール」（送信者受信者挨拶等省略）

中間貯蔵施設事業の用地取得に係る貴会との協議につきましては、地権者の方を対象に行わせていただく旨、環境省としての方針をお示ししているものであり、何ら法令に違反するものではないと考えます。

また、貴会との協議への出席者につきましては、地権者の方を対象とさせていただきますので、地権者以外の代理人の方につきましてはご遠慮願います。

なお、地上権設定契約に基づく原状回復に関し、地権者の方から委任を受けた代理人の方につきましては、貴会との協議の場ではなく個別協議にて対応させていただきます。以上